

栃木県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H17年度 の人件費率
H18 年度	人 2,006,363	千円 774,274,301	千円 6,297,201	千円 242,984,578	% 31.4	% 30.5

(参考) 人件費の内訳 教育費 160,775,958 千円
警察費 34,869,945 千円
上記以外 47,338,675 千円

※1 人件費には、職員の給与、特別職の報酬、年金等を含む。

※2 普通会計は、一般会計と特別会計（県営林事業特別会計）を合算したものである。

(2) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H18 年度	人 24,861	千円 115,905,735	千円 19,388,777	千円 47,417,954	千円 182,712,466	千円 7,349	千円 7,596

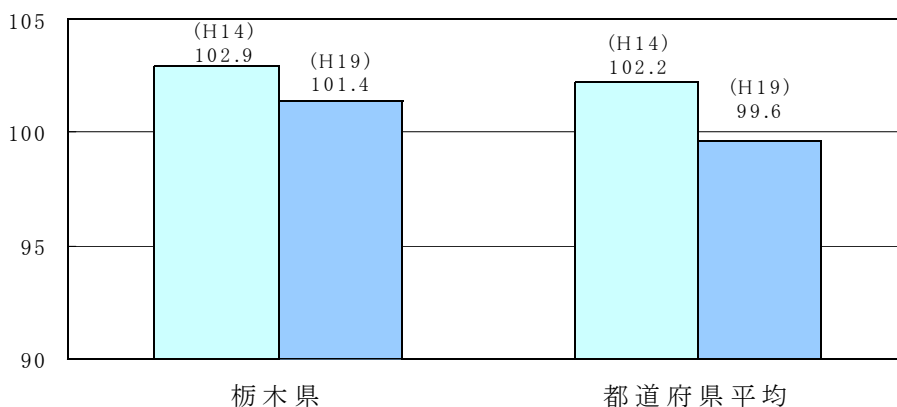
※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ① 平成17年1月1日から平成20年12月8日までの間、知事等の給料月額について、知事は12%、副知事は10%、出納長（平成19年4月1日廃止）は7%、常勤監査委員及び教育長は5%の減額措置を実施している。
- ② 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施している。
- ③ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、県の一般職の職員のうち、給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

100.5

（平成19年4月1日現在）

（注）H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況（平成19年4月1日現在）

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
H19 年度	円 401,691	円 397,597	円 4,094 (1.03%)	% 1.01	% 1.01	% 0.35

※「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース方式により比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
H19 年度	月 4.49	月 4.45	月 △0.04	月 4.50	月 4.50	月 4.50

※「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	44.1 歳	367,116 円	437,522 円	392,631 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
栃木県	45.8 歳	519 人	325,714 円	370,962 円	345,995 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	46.5 歳	146 人	341,503 円	390,810 円	364,911 円	自家用乗用自動車運転者	39.7 歳	333,200 円	1.17
うち用務員	45.2 歳	356 人	317,060 円	360,837 円	336,384 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.59
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
栃木県	—	—	—
うち自動車運転手	6,325,283 円	4,214,800 円	1.50
うち用務員	5,951,732 円	3,284,300 円	1.81

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16

年～平成18年の3ヶ年平均)

※2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	43.5 歳	398,690 円	452,495 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	43.4 歳	395,833 円	440,444 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	40.1 歳	342,898 円	480,366 円	365,738 円
国	42.0 歳	332,446 円	— 円	379,710 円
都道府県平均	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	—
	中 学 卒	129,200 円	—
高等学校 教 育 職	大 学 卒	199,700 円	—
	高 校 卒	154,900 円	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	199,700 円	—
	高 校 卒	154,900 円	—
警 察 職	大 学 卒	204,500 円	200,000 円
	高 校 卒	172,000 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	270,857 円	330,231 円	380,527 円
	高校卒	224,893 円	279,200 円	319,923 円
技能労務職	高校卒	207,867 円	258,388 円	302,926 円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし
高等学校 教育職	大学卒	314,084 円	370,984 円	410,165 円
	高校卒	250,765 円	290,498 円	317,987 円
小・中学校 教育職	大学卒	314,491 円	373,062 円	405,347 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし
警察職	大学卒	288,297 円	335,267 円	383,323 円
	高校卒	252,153 円	295,377 円	351,495 円

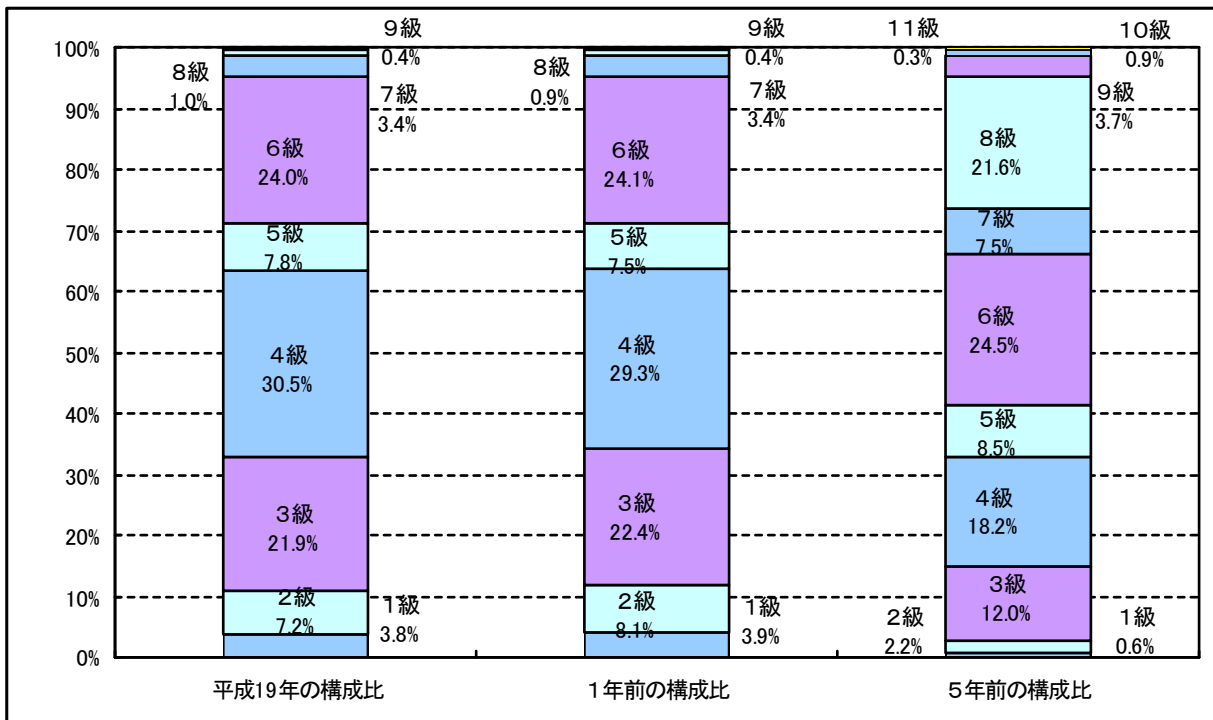
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	202 人	3.8 %
2 級	主事、技師	380 人	7.2 %
3 級	主任、係長	1,157 人	21.9 %
4 級	係長	1,613 人	30.5 %
5 級	課長補佐	413 人	7.8 %
6 級	課長、課長補佐	1,270 人	24.0 %
7 級	課長	177 人	3.3 %
8 級	次長	52 人	1.0 %
9 級	部長	21 人	0.4 %

※1 栃木県の職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に、11級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にして、3段階（特に良好・良好・良好でない）の評価を行い、その結果に基づいて昇給区分（4号給以上・3号給・2号給以下）を決定した。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

栃木県				国			
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,862 千円				-			
（平成18年度支給割合）				（平成18年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分		6月期	1.4 月分 (0.75) 月分	0.725 月分 (0.35) 月分	
12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.4) 月分		12月期	1.6 月分 (0.85) 月分	0.725 月分 (0.4) 月分	
計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分		計	3.0 月分 (1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%				（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%			

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にして、基準日（6月1日及び12月1日）以前6箇月以内の期間において、その者の勤務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、改善が認められない場合で、割り当てられた業務（期初に定めた目標等）を達成できないことが著しい場合、勤勉手当の成績率を67.5/100とした。

なお、上記以外の職員（懲戒処分を受けた者等を除く）については、一律の支給を行った。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度）					
教 育 職	544 千円	29,007 千円			
警 察 職	4,670 千円	27,989 千円			
上 記 以 外	1,154 千円	27,459 千円			

※ 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（H18年度決算）				699,122 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H18年度決算）				26,191 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	8,668 人	0.5 %	2.0 %	6.0 %
鹿沼市	1,525 人	0.5 %	2.0 %	3.0 %
小山市	1,483 人	0.5 %	2.0 %	3.0 %
大田原市	1,184 人	0.5 %	2.0 %	3.0 %
宇都宮市（旧河内町に限る。）	426 人	0.5 %	2.0 %	3.0 %
野木町	145 人	0.5 %	2.0 %	3.0 %
上記以外の県内市町村	13,141 人	0.5 %	0.0 %	0.0 %
東京都特別区	19 人	14.0 %	14.0 %	18.0 %
医師又は歯科医師	102 人	12.0 %	12.0 %	15.0 %
平均支給率		0.6 %	1.1 %	

※1 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていることなどを踏まえ、勤務地域による格差は設けずに職員と県内民間の給与水準との均衡を図ることを基本として、4.5%を超えない範囲内で支給することとしている。平成18年4月分の職員と県内民間の月例給を比較したところ、職員が民間を2,223円（0.56%）下回ったため、平成18年4月から県内一律で0.5%を支給することとした。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

① 支給実績等

支給実績（平成18年度決算）	1,115,102 千円
内訳	
教育費	447,331 千円
警察費	434,319 千円
上記以外	233,451 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	71,371 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	58.3 %
手当の種類（平成18年度手当数）	33
手当の種類（平成19年度手当数）	32

② 手当の内容

ア 一般行政職（技能労務職を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁（税務課等）又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	税務課 （日額） 650円 地方税徴収特別対策室又は県税事務所もしくは自動車税事務所 （月額） 8,000円～16,000円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	（日額） 330円
教務手当	衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、高等産業技術学校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	（月額） 給料月額3～10% 支給限度額 8,000円～31,500円
	消防学校又は産業技術センター産業技術支援センター等に勤務する職員		（日額） 380円 （1時間につき） 150円～500円 支給限度額 6,000円（一月）
放射線取扱手当	健康増進課、健康福祉センター又は産業技術センターに勤務する職員	集団検診におけるエックス線間接撮影並びに放射性同位元素による試験及び検査	（日額） 230～280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	（月額） 5,900円～12,500円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課（航空担当）に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	（月額） 22,000円 （日額） 430円～870円 （1時間につき） 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター又は岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の護送業務	（日額） 330円～450円

廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、廃棄物対策課又は健康福祉センターの環境部に勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	(日額) 280円～650円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産試験場等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	酪農試験場等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～460円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	(日額) 340円
夜間業務手当	岡本台病院、がんセンター又はとちぎリハビリテーションセンターに勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる業務	(勤務1回につき) 2,000円～3,300円 加算額 (勤務1回につき) 380円～1,140円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	高速道路対策室又は土木事務所 (月額) 13,000円 上記以外 (日額) 550円～770円
公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等における巡回監視又は応急作業等	(日額) 350円～800円
ダム建設・管理業務に従事する職員の特殊勤務手当	ダムの建設又は管理の業務を行う事務所に勤務する職員	ダムの水位調節、各種観測及びダム施設の保守点検その他ダム管理に必要な業務	日光土木事務所中禅寺ダム管理所 (月額) 5,500円 上記以外 (日額) 280円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当	がんセンターに勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	(一体につき) 2,500円
下水道管理事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	下水道管理事務所に勤務する職員	管渠、水処理施設若しくは汚泥処理施設内において行う維持管理の業務又は水質若しくは汚泥の分析の業務	(日額) 280円
動物愛護指導センターに勤務する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センターに勤務する職員	県南ドッグセンターの抑留動物の管理業務	(月額) 7,500円

那珂川水系ダム管理事務所及び日光土木事務所三河沢ダム管理所に勤務する職員の特殊勤務手当	那珂川水系ダム管理事務所及び三河沢ダム管理所に勤務する職員	ダム管理に必要な業務	(月額) 5,500円
大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	大田原土木事務所に勤務する職員	塩那道路の各基点から行程25キロメートル(供用開始区間を除く。)以上の運転業務	12月から翌年4月までの間 (日額) 660円 上記以外 (日額)280円
土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員	夜間(日没時から日出時までの間をいう。)、早朝(午前8時30分前をいう。) 又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪用の大型特殊自動車を操作する道路の除雪作業	(日額) 710円～940円

イ 教育職(県立学校の事務職等を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	1の業務に従事したとき(1時間につき) 600円 2の業務に従事したとき(1点につき) 70円 支給限度額 4,200円(一月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務 3 本務校において昼間課程に勤務する者の行う他の学校の昼間課程の勤務 4 高等学校の昼間及び夜間の両課程の勤務に従事した養護教諭又は養護助教諭	1及び2の業務に従事したとき(1時間につき) 1,300円 支給限度額 41,600円(一月) 3の業務に従事したとき(月額) 2,600円 4の業務に従事したとき(月額) 5,100円
夜間本務職員の特殊勤務手当	県立の高等学校の夜間勤務を本務とする職員(教育職員を除く。)	県立の高等学校の夜間勤務(本務に限る。)	(月額) 5,000円
夜間課程を置く学校の事務長の特殊勤務手当	夜間課程を置く学校の事務長	通常の課程のほか、定時制の夜間課程を置く県立の高等学校における勤務	(月額) 3,500円
舎監手当	盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員	県立学校の寄宿舎の舎監の勤務	(月額) 4,000円
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん剤の撒布の実地指導又はその作業	(日額) 230円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	(日額) 290円

<p>教員特殊業務手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級のもの</p>	<p>次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。)</p> <p>1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p> <p>2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの</p> <p>4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</p> <p>5 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの</p>	<p>1の業務に従事したとき (日額) 3,000円～6,400円</p> <p>2及び3の業務に従事したとき (日額) 1,700円</p> <p>4の業務に従事したとき (日額) 1,200円～1,800円</p> <p>5の業務に従事したとき (日額) 900円</p>
<p>教育業務連絡指導手当</p>	<p>市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>(日額) 200円</p>

ウ 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
<p>教務手当(再掲)</p>	<p>警察学校に勤務する職員</p>	<p>講師としての研修、講義又は実習指導の業務</p>	<p>(日額) 280円</p>
<p>警察職員の特殊勤務手当</p>	<p>警察職員</p>	<p>1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務</p>	<p>(月額) 11,760円</p>
		<p>2 交通取締用自動二輪車運転業務</p>	<p>(月額) 11,760円</p>
		<p>3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(月額) 9,660円</p>
		<p>4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務</p>	<p>(月額) 8,820円</p>
		<p>5 被留置者看守及び管理業務</p>	<p>(月額) 5,500円</p>
		<p>6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務</p>	<p>(月額) 6,510円</p>
		<p>7 青少年補導業務</p>	<p>(月額) 5,800円</p>
		<p>8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務</p>	<p>(月額) 6,700円～11,760円</p>
		<p>9 ステレオカメラ図化業務</p>	<p>(月額) 6,500円</p>

		10 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	(月額) 7,140円
		11 通信指令課に勤務し、専ら通信指令業務に従事する職員が行う当該業務	(月額) 1,800円
		12 運転免許路上試験業務	(日額) 280円
		13 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	(日額) 840円～1,680円
		14 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	(日額) 370円
		15 護衛等業務	(日額) 640円～1,150円
		16 山岳遭難者救助業務	(日額) 840円
		17 6以外の者が行う交通取締業務	(日額) 310円
		18 被疑者護送業務	(日額) 310円
		19 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	(日額) 250円～4,600円
		20 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	(日額) 260円～1,080円
		21 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	(日額) 250円～800円
		22 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	(勤務1回につき) 410円～1,100円
		23 死体取扱業務	(勤務1回につき) 1,600円～2,500円
		24 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	(勤務1回につき) 1,240円
		25 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	(1件につき) 5,200円
		26 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	(1時間につき) 310円～1,500円
航空業務に従事する職員の特種勤務手当(再掲)	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務に従事したとき	(月額) 22,000円 (日額) 430円～870円 (1時間につき) 1,900円～5,100円

特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～280円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	死体解剖の補助業務	(一体につき) 2,500円

(5) 超過勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	4,008,152 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）※ （※＝支給実績／平成18年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数）	149 千円
支給実績（平成17年度決算）	4,147,127 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）※ （※＝支給実績／平成17年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数）	154 千円

(6) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	
				（平成18年度決算）	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	-	千円	円
	(1) 配偶者（月額） 13,000円			2,744,974	226,895
	(2) 配偶者以外（月額） ① 2人まで それぞれ 6,000円 扶養親族でない配偶者がある場合 うち1人は 6,500円 配偶者がない場合 うち1人は 11,000円 ② ①以外 1人につき 5,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算				
住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は所有する住宅（準ずる住宅含む。）に居住する職員に支給	異なる	国の制度 (2)自宅 2,500円 （新築又は購入後5年間）	千円	円
	(1) 借家・借間（月額） ①家賃 23,000円以下の場合 家賃－12,000円 ②家賃 23,000円を超える場合 11,000円＋（家賃－23,000円）/2 （最高限度額 27,000円）			1,490,387	121,249
	(2) 自宅（月額） 4,500円				
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1) 交通機関等利用職員 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ～24,500円 (3) 交通機関等との併用者 駐車場代支給なし	千円	円
	(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金等の2分の1を支給			2,686,664	110,745
	(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて （月額） 2,000円～52,680円				
	(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給（月額2千円を限度）				

給料の特別調整額 (管理職手当)	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円 1,475,936	円 676,104
	支給額(月額) 29,500円～114,700円				
初任給調整手当	医師若しくは歯科医師で採用困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給	同じ	—	千円 246,241	円 2,367,702
	医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額 支給額(月額) 医師又は歯科医師 306,900円以内 その他 2,500円以内				
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円 119,784	円 276,000
	基礎額(月額) 23,000円 加算額(月額) 6,000円～45,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算)				
特勤手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所(特勤事務所)に勤務する職員に支給	同じ	—	千円 8,062	円 260,070
	支給額(月額) = 特勤手当基礎額 × 支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100				
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特勤手当並びに給料の月額に対する特勤手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円 773,589	円 198,051
	勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給			千円 293,548	円 162,811
	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給	同じ	—	千円 648,440	円 211,770
	(1) 一般の宿日直 4,300円				
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,200円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(3) 研修施設等における当直 6,200円				
(4) 医師、歯科医師 20,000円					

管理職員 特別勤務 手当	給料の特別調整額の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	—	千円 33,503	円 261,742
寒冷地 手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地域及び職員の世帯区分に応じて支給 (11月から翌年3月までの5ヶ月間) (1) 世帯主である職員 ①扶養親族あり (月額) 17,800円 ②扶養親族なし (月額) 10,200円 (2) その他の職員 (月額) 7,360円	同じ	—	千円 41,261	円 64,571
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給 普及指導員等（農業振興事務所の次長の職にある者を除く。） (月額) = 給料月額 × 8%（管理職員 給料月額 × 2%）			千円 86,871	円 402,182
へき地 手当等	へき地学校及びこれに準ずる学校に勤務する職員に支給 支給額（月額） = 〔給料（教職調整額を含む。） + 扶養 手当〕 × 支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準ずる学校 4%			千円 143,680	円 310,995
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に支給 給料月額 × 10%（管理職員 8%）			千円 96,950	円 468,356
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教育職員に支給 給料月額 × 10%（定時制通信教育手当を受ける者は 6%）			千円 200,451	円 426,492
義務教育 等教員 特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給 (月額) 20,200円の範囲内の額			千円 2,562,396	円 166,877

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,179,200 円	(1,340,000) 円	
	副知事	909,000 円	(1,010,000) 円	
報 酬	議 長	959,500 円	(1,010,000) 円	
	副議長	874,000 円	(920,000) 円	
	議 員	807,500 円	(850,000) 円	
期 末 手 当	知 事	(平成18年度支給割合)		
	副知事	3.35 月分		
期 末 手 当	議 長	(平成18年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	134万円×在職月数×0.6	38,592千円	任期毎
	副知事	101万円×在職月数×0.45	21,816千円	任期毎
	備 考			

※1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

※2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

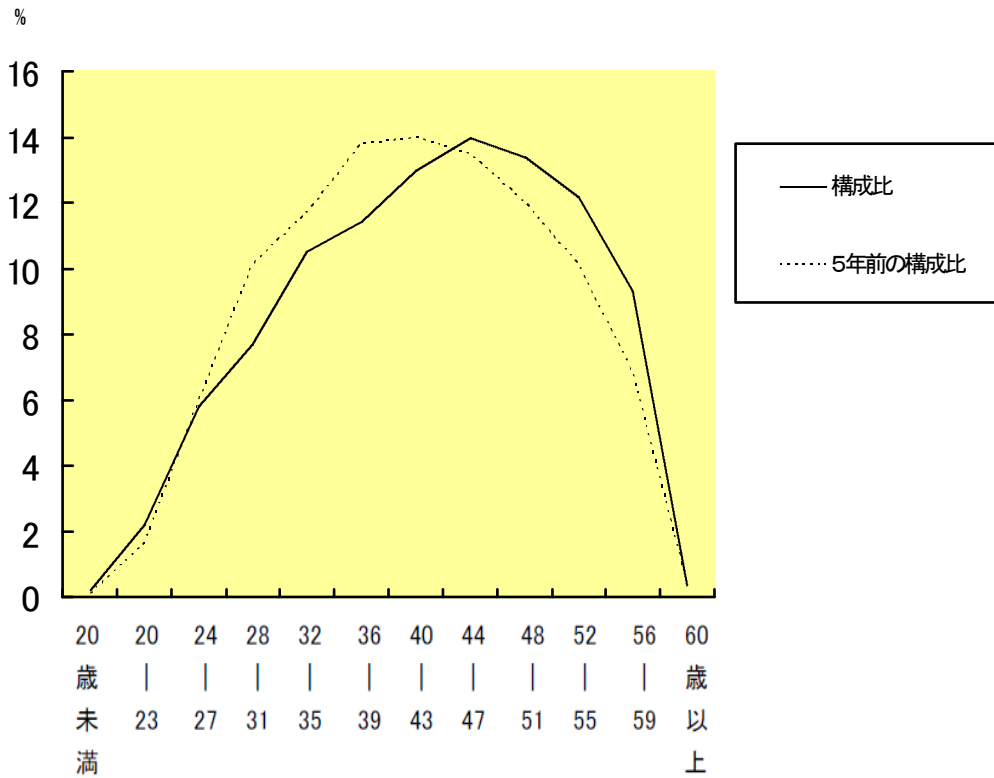
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成18年	平成19年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	38	38	0	組織改編、業務見直し 地方税徴収特別対策室新設 児童相談所機能強化 業務見直し 組織改編、業務見直し 組織改編、業務見直し
		総務	663	624	△ 39	
		税務	323	329	6	
		民生	431	433	2	
		衛生	687	682	△ 5	
		労働	138	134	△ 4	
		農林水産	1,341	1,306	△ 35	
		商工	229	229	0	
		土木	1,161	1,146	△ 15	
		計	5,011	4,921	△ 90	(参考：人口10万人当たり 職員数 245.27 人)
	教育部門	16,381	16,240	△ 141	児童・生徒数減	
	警察部門	3,612	3,678	66	地方警察官増員	
	小計	19,993	19,918	△ 75	(参考：人口10万人当たり 職員数 992.74 人)	
公営 企業 等 会計 部門	病院	636	657	21	医師・看護師増員	
	水道	28	28	0		
	下水道	23	23	0		
	その他	87	87	0		
	小計	774	795	21		
合計		25,778 [27,608]	25,634 [27,512]	△ 144	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,277.64 人)	

※1 職員数は、一般職に属する職員数である。

※2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳以上	計
職員数	45人	556人	1,481人	1,965人	2,707人	2,918人	3,349人	3,604人	3,427人	3,116人	2,385人	81人	25,634人

(3) 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部門	平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	増減数(人)	増減率(%)
一般行政部門	5,075	4,746	△ 329	△ 6.5
教育部門	16,454	15,785	△ 669	△ 4.1
警察部門	3,570	3,713	143	4.0
公営企業部門	797	763	△ 34	△ 4.3
計	25,896	25,007	△ 889	△ 3.4

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△ 1,014人(△ 3.9%)

② 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	5,075	5,011	4,921				—	4,685
	増減		△64	△90				△154(39.5%)	△390
教育	職員数	16,454	16,381	16,240				—	15,728
	増減		△73	△141				△214(29.5%)	△726
警察	職員数	3,570	3,612	3,678				—	3,706
	増減		42	66				108(79.4%)	136
公営企業 等会計	職員数	797	774	795				—	763
	増減		△23	21				△2(5.9%)	△34
計	職員数	25,896	25,778	25,634				—	24,882
	増減		△118	△144				△262(25.8%)	△1,014

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 () 内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H18 年度	2,474,846	1,051,209	472,858	19.1	22.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H18 年度	50	208,918	52,129	87,273	348,320	6,966	7,080

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	41.38歳	362,664 円	580,533 円
団体平均	40.80歳	368,002 円	587,939 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成18年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,745 千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,862 千円	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度） — 千円 27,856 千円			1人当たり平均支給額（平成18年度） 735 千円 28,285 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（H18年度決算）				1,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H18年度決算）				21,967 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	9 人	0.5 %	2.0 %	6.0 %
上記以外の県内市町村	41 人	0.5 %	0 %	0 %
平均支給率		0.5 %	0.4 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		8,919 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		202,694 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		88.0 %	
手当の種類（平成19年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
施設管理業務手当	出先機関の管理職の技術職員	—	給料月額の1.0% （上限5,000円）
	出先機関の上記以外の技術職員及び書記以外の技術職員	—	給料月額5.0% （上限14,000円）
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	8,408 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	183 千円
支給実績（平成17年度決算）	11,729 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	261 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成18年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,960千円	739,932円
扶養手当				7,496千円	241,806円
住居手当				5,414千円	146,324円
通勤手当				14,665千円	293,301円
宿日直手当				2,506千円	119,314円
寒冷地手当				664千円	66,400円

① 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数（人）	平成22年4月1日 職員数（人）	純減数 （人）	純減率 （%）
50	46	△4	△8.0

（参考）栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△4人（△8.0%）

イ 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分 部門		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
電気事業	職員数	50	50	47				—	46
	増減		0	△3				△3(75.0%)	△4

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 () 内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
H18 年度	千円 1,795,016	千円 921,573	千円 303,424	% 16.9	% 16.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H18 年度	人 28	千円 127,287	千円 26,621	千円 53,674	千円 207,582	千円 7,414	千円 7,857

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	46.43歳	398,436 円	617,805 円
団体平均	45.30歳	404,239 円	653,434 円
事業者	— 歳		— 円

※1 平均月収額は、平成18年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成18年度）	1,917 千円	1人当たり平均支給額（平成18年度）	1,862 千円
（平成18年度支給割合）		（平成18年度支給割合）	
期末手当	3.0 月分	期末手当	3.0 月分
勤勉手当	1.45 月分	勤勉手当	1.45 月分
	(1.6) 月分		(1.6) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～22%	・管理職加算	15～25%

※

() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度）			1人当たり平均支給額（平成18年度）		
-		千円 28,631 千円	735 千円		28,285 千円

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（H18年度決算）				680 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H18年度決算）				24,276 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	5 人	0.5 %	2.0 %	6.0 %
上記以外の県内市町村	23 人	0.5 %	0 %	0 %
平均支給率		0.5 %	0.4 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		5,179 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		246,629 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		75.0 %
手当の種類（平成19年度手当数）		2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
施設管理業務手当	出先機関の管理職の技術職員	-
	出先機関の上記以外の技術職員及び書記以外の技術員	-
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	3,071 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	134 千円
支給実績（平成17年度決算）	3,228 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	134 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	3,861千円	772,241円
扶養手当				4,377千円	218,875円
住居手当				1,967千円	89,386円
通勤手当				6,635千円	236,971円
寒冷地手当				851千円	70,900円

④ 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数 (人)	純減率 (%)
28	26	△2	△7.1

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△2人(△7.1%)

イ 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
水道事業	職員数	28	28	28			—	26
	増減		0	0			(0%)	△2

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 ()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
H18 年度	千円 614,215	千円 395,089	千円 95,601	% 15.6	% 12.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H18 年度	人 8	千円 36,920	千円 6,061	千円 15,601	千円 58,582	千円 7,323	千円 7,286

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.00歳	386,309 円	610,230 円
団体平均	45.30歳	387,272 円	606,347 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成18年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,950 千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,862 千円	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度） — 千円 25,858 千円			1人当たり平均支給額（平成18年度） 735 千円 28,285 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）				191 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）				23,904 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	4 人	0.5 %	2.0 %	6.0 %
上記以外の県内市町村	4 人	0.5 %	0 %	0 %
平均支給率		0.5 %	1.0 %	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		833 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		277,504 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		37.5 %	
手当の種類（平成19年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
施設管理 業務手当	出先機関の管理職の 技術職員	—	給料月額1.0% (上限5,000円)
	出先機関の上記以外の 技術職員及び書記以外 の技術員	—	給料月額5.0% (上限14,000円)
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,886 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	236 千円
支給実績（平成17年度決算）	1,476 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	185 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,266千円	253,200円
住居手当				270千円	54,000円
通勤手当				1,615千円	230,691円

④ 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数 (人)	純減率 (%)
8	8	0	0

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	±0人

イ 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
工業用水 道事業	職員数	8	8	8				—	8
	増減		0	0				(0%)	0

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 ()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(4) 用地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 平成18年度決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
H18 年度	千円 7,192,957	千円 △2,339,781	千円 102,897	% 1.4	% 5.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H18 年度	人 11	千円 54,072	千円 9,263	千円 23,153	千円 86,488	千円 7,863	千円 7,831

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、給料の特別調整額（管理職手当）を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	46.64歳	418,978 円	655,213 円
団体平均	46.20歳	418,356 円	652,170 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成18年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 2,105 千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,862 千円	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度）			1人当たり平均支給額（平成18年度）		
－ 千円			735 千円		
－ 千円			28,285 千円		

※ 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）				290 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）				26,400 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	11 人	0.5 %	2.0 %	6.0 %
平均支給率		0.5 %	2.0 %	

- ※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。
- ※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
- ※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		550 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		18.2 %	
手当の種類（平成19年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	正規の勤務時間内 1日550円
			正規の勤務時間外 1日770円
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	2,389 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	299 千円
支給実績（平成17年度決算）	2,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	273 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,317千円	772,276円
扶養手当				1,440千円	205,714円
住居手当				810千円	81,000円
通勤手当				2,015千円	201,511円

④ 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数 (人)	純減率 (%)
11	8	△3	△27.3

(参考) 栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△3人(△27.3%)

イ 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
用地造成 事業	職員数	11	11	11			—	8
	増減		0	0			(0%)	△3

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 ()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(5) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
H18 年度	千円 645,800	千円 84,442	千円 179,894	% 27.9	% 29.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H18 年度	人 15	千円 72,470	千円 14,314	千円 32,272	千円 119,056	千円 7,937	千円 7,858

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、給料の特別調整額(管理職手当)を支給されている職員は、給料の特別調整額を10%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.60歳	413,364円	661,422円
団体平均	42.90歳	416,241円	654,856円
事業者	—歳	—	—円

※1 平均月収額は、平成18年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 2,151千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,862千円	
（平成18年度支給割合）		（平成18年度支給割合）	
期末手当 3.0月分 （1.6）月分	勤勉手当 1.45月分 （0.75）月分	期末手当 3.0月分 （1.6）月分	勤勉手当 1.45月分 （0.75）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成18年度） 6,388千円 32,566千円			1人当たり平均支給額（平成18年度） 735千円 28,285千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）				398千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）				26,567円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	H22年度の制度完成時（国）
宇都宮市（旧河内町及び旧上河内町を除く。）	15人	0.5%	2.0%	6.0%
平均支給率		0.5%	2.0%	

※1 平成18年4月に地域手当を新設した。支給対象地域等、内容は一般行政職の制度と同じである。

※2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※3 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		0.0 %	
手当の種類（平成19年度手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	本庁勤務の職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	4,414 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	401 千円
支給実績（平成17年度決算）	3,553 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	254 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,100千円	819,927円
扶養手当				2,690千円	192,107円
住居手当				882千円	80,194円
通勤手当				1,830千円	121,997円

④ 定員管理の数値目標及び進ちょく状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数（人）	平成22年4月1日 職員数（人）	純減数 （人）	純減率 （%）
11	8	△3	△27.3

（参考）栃木県行財政改革大綱における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△3人（△16.7%）

イ 定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
施設管理 事業	職員数	18	15	15				—	15
	増減		△3	△3				△3(10.0%)	△3

※1 計画期間は、平成17年～平成22年の6年間である。

※2 （ ）内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。